

別表1 補助対象となる経費（事業実施に伴う経費）

経費区分	内容等
報償費	講師謝礼。
消耗品費	コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品購入経費等。概ね一年程度の使用でその性質・形状に変化をきたすか、全部若しくは一部を消耗してしまう物品、又は購入予定価格が5万円未満の物品。 単体で使用できないもの。（ビデオテープ、DVD、コンピュータソフト等）。 参加賞品等。 5千円未満の参考図書購入経費など。
食糧費	会議のときの飲物代、事業実施に伴う最小限の昼食代、弁当代、茶菓代。
印刷製本費	資料、文書、パンフレット、冊子等の印刷経費。
旅費交通費	市内交通費、市外への旅費。
通信運搬費	郵便料金、運送費等。
委託料	事業実施に伴う委託料。例：調査等実施による委託料等、アトラクションを委託したときの経費。ただし、事業全体を委託する場合を除く。
使用料	会場借り上げ経費。事務用機器類のリース料等。
備品修繕費	備品等の修繕費用。
図書購入費	5千円を超える参考図書購入経費。 ただし、週刊、月刊、年刊の図書は消耗品とする。
その他	その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費。

別表2 補助対象とならない経費

経費区分	内容等
報償費	補助金の交付の決定を受けた地域団体の構成員に対する報酬。
交際費	見舞金、慶弔費等。
委託料	事業自体を委託する場合。
食糧費	会議のときの飲物代、事業実施に伴う昼食代、弁当代、茶菓代を除く。
備品購入費	その品質・形状を変えることなく、1年を超える使用に耐え、かつ購入予定価格が5万円以上の物品等。

別表3 補助上限額

補助区分	補助上限額
(1) 第17条第1項第1号関係	200,000円
(2) 第17条第1項第2号関係	100,000円

別表4 補助期間

補助区分	補助期間
(1) 第17条第1項第1号関係	地域活動協議会が初めて申請を行った日を含む年度を含め、連続する通算2カ年度とする。
(2) 第17条第1項第2号関係	地域活動協議会形成後、1カ年度とする。

※上記(1)及び(2)を、同一年度に補助金の交付を受けることを可能とする。

別表5 マッチングファンド

一人1時間あたりの単価	500円
時間単位	60分単位とする。 (ボランティアスタッフが従事した時間を合計し60分未満を切り捨てて算出する。)